

平成 30 年度

社会福祉士修学資金 修学生募集要領



社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター

TEL : 06-6776-2943

FAX : 06-6761-5413

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>

目次

目次	2
第1部 社会福祉士修学資金 貸付制度	3
修学資金を希望するみなさんへ	3
修学資金の概要	4
第2部 社会福祉士修学資金 募集要領	6
修学資金の申込条件	6
第3部 社会福祉士修学資金 申込と提出書類	8
修学資金の申込手順	8
提出書類についての諸注意	9
提出書類チェックリスト	12
貸付決定後の手続きについて	13
第4部 関係資料	14
返還免除対象業務	14
社会福祉士修学資金実施要綱および要領	21
資格保有者の届出制度のご案内	26

用語の説明

この「社会福祉士修学資金貸付事業 修学生募集要領」の中で使用する略称、及び用語の意味は次の通りです。

修学資金貸付要綱	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付要綱。(P. 21 参照)
修学資金貸付要領	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付要領。(P. 24 参照)
募集要領	社会福祉士修学資金貸付事業 修学生募集要領。本冊子。
修学資金	特に表示しない場合は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 社会福祉士修学資金。
養成施設	社会福祉士としての必要な知識及び技能を習得させることを目的として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設。
修学生	養成施設に在籍し、修学資金貸付の決定を受けた者。養成施設を卒業後も、貸付を受けた修学資金の返還を終了するか、返還免除になるまで修学生と呼称する。
府社協	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会。
返還免除対象業務	昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務。
社会福祉士（として）	社会福祉士養成施設を卒業して、もしくは社会福祉士養成施設を卒業し、国家試験に合格して、社会福祉士となる資格を有する修学生で、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに登録している者。
国家試験	特に表示しない場合は、社会福祉士国家試験。
国家資格	特に表示しない場合は、社会福祉士。
現況報告書	修学生の卒業後の状況を原則毎年 4 月に府社協へ報告するもの。修学生の状況によって返還免除対象業務に従事する意思、国家資格取得の意思を確認する。
休 職	業務従事先の就業規則に定められた範囲内で休暇を取り、在籍はしているが就労していない状態。
離 職	退職し、返還免除対象業務に従事していない状態。

第1部 社会福祉士修学資金 貸付制度

修学資金を希望するみなさんへ

第1部では、修学資金の貸付制度について説明します。

修学資金の仕組みについて書かれていますので、第1部をよく読んでから申し込むか決めましょう。申し込みをしたいと思った人は、第2部以降もよくお読みください。

修学資金は、社会福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い社会福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対して、修学に必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

申し込む前に知っておいてほしいポイント

- 修学資金は貸付制度（借りるもの）です。一定の条件を満たせば返還は免除されます。しかし、返還免除に該当しない場合は必ず返さなければなりません。
- 修学資金を借りるのも、返すのも、返還免除の申請を行うのも、みなさん自身です。他人まかせにせず、「修学資金を借りるのは自分」という自覚をもってお申し込みください。
- 在学している養成施設にて、申し込み書類を取りまとめます。養成施設の推薦も必要となりますので、期限に余裕をもって申し込みを行ってください。

修学資金の概要

平成30年度に社会福祉士養成施設に進学した(予定している)人を対象に、修学生の募集を行います。修学資金の貸付を希望する人は、この冊子をよく読んで内容を理解したうえで申し込んでください。なお、修学資金は進学前に振り込まれることはありません。初回の入金は7月以降になりますので、ご注意ください。

修学資金の種類・貸付の方法・貸付期間

修学資金の種類		貸付の方法 (修学生本人名義の口座に 振込みます)	貸付期間
社会福祉士修学資金	無利子	原則として3カ月に1回振込み	平成30年4月から卒業まで (正規の修業年限)

※留年や卒業延期の場合は、正規の修学期間として認められません。

貸付限度額

修学について必要な費用を下記限度額の範囲内で貸付します。

- 修学資金 月額50,000円(修学期間中)
- 入学準備金 200,000円(平成30年度入学者:初回のみ)
- 就職準備金 200,000円(最終回のみ:通信・夜間部課程は対象外)
- 生活費加算

生活保護に準ずる経済状況にある世帯に属する申請者(例:平成29年度府・市町村民税の非課税世帯に属する人)
月額 25,000円

連帯保証人についての留意点

修学資金の貸付を受けるには、連帯保証人が1名必要となります。

個人と法人のいずれでも連帯保証人になることができます。どちらを選択しても、修学生が返還の義務を負うことには変わりありません。連帯保証人は修学生と連帯して返還の義務を負うので、修学生は連帯保証人をお願いする個人・法人に対して詳しく説明してください。

※府社協では連帯保証を行う法人を紹介することはできませんので、ご自身の勤務先などに依頼してください。

修学資金の返還免除

次の①、②のいずれかに該当することとなった場合は、申請により貸付金の全額の返還が免除となります。

- ①修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の登録を行い、大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事し、かつ、社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年間〔中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間〕従事したとき。
- ②第1号に規定する業務に従事している期間内に、当該業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

修学資金の返還についての留意点

1. 貸付契約の解除

修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除します。

- (1) 養成施設を退学し、又は退学させられたとき。
- (2) 修学生であることを辞退したとき。
- (3) 心身の故障のため、養成施設を卒業する見込みがなくなつたと認められたとき。
- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められるとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかとなつたとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2. 返還

下記の事由に該当する場合は、修学資金を返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなつたとき。
- (4) 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において返還免除対象業務に従事できなくなつたとき。

3. 返還の方法

返還の期間は、貸付を受けた期間と同じ期間です。

※貸付期間より短い期間で返還することや一括返還も可能です。

例) 1年間の修学で下記のとおり、貸付を受けた後に返還になった場合

「修学資金」 50,000 円 × 12 カ月

「入学準備金」 200,000 円

「就職準備金」 200,000 円

計 1,000,000 円

⇒月々の返還額 約 83,333 円 (12 カ月月賦)

第2部 社会福祉士修学資金 募集要領

修学資金の申込条件

第2部では、修学資金の申込方法や申込資格、連帯保証人について説明します。

まずは、在学する養成施設に申し込みのとりまとめ期限を確認しましょう。

その後、申し込むための条件を満たしているか、ひとつひとつ確認していきましょう。

申込期間

平成30年4月1日～平成30年4月30日

※上記の期間内に在学する養成施設に提出してください。

※事務手続き上、養成施設ごとに締切期間を設定する場合があります。

必ず在学する養成施設に問い合わせ確認し、募集の時期を逃さないように注意してください。

募集人数

55名

募集定員を超えた場合は下記の①から③の順により対象とします。

① 大阪府の区域内に住所を有していること。

② 修学に際し、経済的援助の必要性が高いこと。

※世帯全員の収入額により確認します。ただし、申請者が被扶養者である場合は、別世帯であっても扶養者の平成29年度府・市町村民税課税証明書(平成28年中の所得の証明)が必要です。

③介護・福祉に関連する業務に従事した経験を有するもしくは資格を有していること。

※申請書の経験・資格欄に記入してください。介護・福祉の経験が複数ある場合は主な職種を記入したうえで、合算した経験年数を記入してください。

申込資格

平成30年4月1日時点で、養成施設に在学している人で、経済的理由により修学が困難であると認められ、かつ、養成施設卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で社会福祉士として引き続き5年以上返還免除対象業務(P16)に従事しようとする意思を有している人が申し込みできます。

また次の①～③のいずれかに該当する必要があります。

① 大阪府内の養成施設に在学していること

② 大阪府内に住所を有していること

③ ①、②のいずれにも該当しない場合は、養成施設の学生となった年度の前年度は大阪府内に住民登録をされており、養成施設での修学のために転居をしたものであること。

連帯保証人について

修学資金の申し込みには、原則1名の連帯保証人が必要です。

連帯保証人が個人の場合でも法人の場合でも、本人が返還することには変わりありません。万が一、連帯保証人が返還を肩代わりした場合には、連帯保証人から本人に返還を請求する権利が発生することになります。

1. 個人に連帯保証人をお願いする場合

連帯保証人は下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 日本国内において居住し、独立した生計を営んでいること。
- ② 申し込み時において年齢が20歳以上65歳未満であること。
- ③ 安定した収入があること。(所得証明書における「合計所得金額」が修学資金の「申請金額」を上回っていること。)

修学資金申請書に連帯保証人の自署・押印と、所得証明書(府・市町村民税課税証明書)の添付が必要です。貸付決定後には連帯保証人の印鑑登録証明書を提出する必要があります。

※社会福祉協議会が実施している生活福祉資金等貸付金の連帯保証人になっている場合や生活福祉資金等貸付金の貸付を受けて返済を滞納している場合は、修学資金の連帯保証人になることはできません。

※親権者が未成年の複数の子どもについて修学資金の連帯保証人となる場合を除いて、1名の連帯保証しかできません。また、修学生が相互に連帯保証人となることもできません。

※債務整理中(自己破産等)の場合も連帯保証人になることはできません。

2. 法人に連帯保証人をお願いする場合

個人に連帯保証人をお願いすることができない場合、勤務先等の法人に連帯保証人となってもらうことができます。

※この保証は学生支援機構の貸与型奨学金の「機関保証」とは異なります。連帯保証を行うにあたって、保証料や手数料等はかかりません。

法人が連帯保証人となるには下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- (ア) 大阪府内において返還免除対象業務を申込前5年以上にわたって継続して営んでいること。
- (イ) 活動実績を証明する決算書類等の提出が可能であること。
- (ウ) 財務状況が健全であり、保証能力を有していること。
- (エ) 過去5年以内において、営業を廃止又は解散していないこと、破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと、財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと、財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと、営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- (オ) 中央福祉人材センター及び大阪福祉人材支援センターが運営する「福祉のお仕事」サイトにおいて、大阪府内の事業所登録を行っていること。
- (カ) 法人種別ごとに定められた要件を満たしていること

※連帯保証人となる法人については、連帯保証人となりうる要件を満たしているか、いくらまで(上限金額)保証が可能かを確認するための審査を行ったうえで連帯保証人となっただけか否かの判断をさせていただきます。詳しくは府社協へお尋ねください。

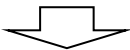


第3部 社会福祉士修学資金 申込と提出書類

第3部では、修学資金の申込手順やどのような提出書類が必要になるかについて説明します。

まずは、申込完了までの流れを確認しましょう。その後、どのような書類を整えたらよいか、ひとつひとつ確認していきましょう。

修学資金の申込手順

申込の手順は次のとおりです。別途養成施設から指示があった場合は、指示に従ってください。

1	<p>在学する養成施設から、以下の書類を受け取ります。 申込書類の養成施設への提出期限を確認してください。</p> <p>① 平成 30 年度入学生用社会福祉士修学資金修学生募集要領(本冊子) ② 社会福祉士修学資金貸付申請書および記入例 ③ 同意書(用紙)</p> <p>なお、作文用紙もお渡ししていますが、貸付決定後の提出でかまいません。</p>
	
2	<p>申込に必要な書類を整えてください。</p> <p>① 社会福祉士修学資金貸付申請書(1-1①)及び連帯保証人調書(1-1②) ② 同意書 ③ 住民票(申込み日より前3カ月以内に発行され、本人を含む世帯全員が記載されたもの) ④ 本人の平成 29 年度の所得証明書(府・市町村税課税証明書) ⑤ 連帯保証人の住民票(申込み日より前3カ月以内に発行されたもの) ⑥ 連帯保証人の平成 29 年度所得証明書(平成 29 年度府・市町村民税課税証明書)※P10 を確認してください。 ※ 法人保証の場合はP11 を確認してください。</p> <p>【生活費加算を借り入れる場合】</p> <p>⑦ 平成 29 年度府・市町村民税非課税証明書等(生活費加算:非課税世帯)</p> <p>※申請書類は、個人情報保護のため、①(申請書 1-1①)②以外を封入して養成施設へ提出してください。</p>
	
3	養成施設が定める提出期限までに、上記2の①～⑥及び必要な書類を養成施設へ提出してください。
	
4	申込完了

(参考) 申込後の流れ

- 養成施設にて、申請書類を取りまとめ、府社協へ提出されます。
- 府社協にて審査を行います(おおむね 10 日～2 週間)。
- 不備や不足書類があった場合、府社協から不備書類の返送、不足書類があったことの連絡、提出書類についての質問を行いますので、定められた期日までに再提出、不足書類の提出、質問事項への回答をしてください。定められた期日までに不足書類の再提出等がない場合は、それまでの申し込み内容で審査を進めざるをえない場合がありますので、ご注意ください。
- 養成施設を通じ、申請者に決定または不承認通知を送付します。

提出書類についての諸注意

1. 共通

作成にあたっては、下記に注意し記入してください。

- ① あなた(申込者)が、自分で記入・押印します。連帯保証人欄は連帯保証人が記入・押印してください。代筆は認められません。氏名の漢字は住民票に記載された文字を使ってください(略字は不可)。
- ② あなた(申込者)と連帯保証人は、同じ姓であっても、それぞれ別の印(スタンプ印不可)で押印してください。
- ③ 黒または青色のボールペンで記入してください。鉛筆やこすると消えるボールペン(フリクションペン)を使用した場合、作成しなおしていただきます。
- ④ 修正する場合、修正液や修正テープは使用しないでください。二重線で消して、その人が使用した印を押し、余白に正しい文字・数字を書いてください。
- ⑤ 住所は、それぞれの欄に各自が正確に記入してください。「同上」、「〃」などは認められません。
- ⑥ 用紙をコピーして使用する場合は、同じサイズ、方向にコピーして使ってください。

2. 申請書・同意書

記入例をよく確認し、記入してください。

「修学に必要な金額」については、養成施設へ支払う学費等の経費の他、実習やスクーリングに直接かかる費用を修学に必要な費用とします。必要な費用の根拠が不明な場合は、見積書やカタログなどの提出を求める場合があります。

○ … 例) 参考書、国家試験対策講座、模擬試験

× … 例) パソコンの購入費(養成施設指定以外のもの)、生活費や休業補償、食費など

必要以上に高額な物品の購入や、通常的生活必需品は対象とならない場合もあります。

3. 他の奨学金との併給を受ける場合

社会福祉士修学資金は、養成施設への修学のために必要な範囲で他の奨学金(学生支援機構等)との併給を認めています。他の奨学金を借り入れている場合(予定を含む)、必ず申請書の「他の奨学金等の借り入れ状況」欄に記入してください。

※ 「他の奨学金」として、財源に国庫補助を含むものや、本修学資金と同様の目的をもつものなど、併給できない貸付金もあります。

※ 他の奨学金で併給について規定している場合は、他の奨学金の規定に准じます。

4. 住民票

住民票は市区町村の窓口にて、申し込みする方を含む世帯全員の記載された住民票を請求してください。すでに住民票を準備している場合、申し込み日より前3カ月以内の発行のものであれば有効です。

個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出してください。

住民票は現住所地の証明書類となるものです。進学のための一人暮らしであっても、住民票を異動していただく必要があります。

申請者と連帯保証人が同一世帯に属する場合は、1枚のみの提出で構いません。

5. 所得証明書（個人）

平成 29 年度の所得証明書（平成 28 年中の所得の証明）については、平成 29 年 1 月 1 日に居住していた市区町村で発行されます。

● 交付には、次の手続きなどを行っている必要があります。

- ① 税務署または住所地の市区長村役場に税の申告をしている
- ② 勤務先から住所地の市区長村役場に給与支払報告書が提出されている
- ③ 日本年金機構等から住所地の市区長村役場に公的年金等支払報告書が提出されている
- ④ 上記①から③の方に税法上扶養されている

本人が税の申告をしていない場合、所得金額の記載のない証明書が交付されます。

所得金額の記載のある住民税の証明書が必要な方は、所得がない場合でも、住民税の申告をしてください。

※ 所得証明書（府・市町村民税課税証明書）のサンプル

平成29年度 市民税・府民税証明書
(平成28年中の所得証明書)

納税義務者	住 所	〇〇市△△町×丁目×番××号		
	平成29.1.1現在 住所(所在地)	同上		
	氏 名	大阪 太郎		

市民税・府民税額 (円)

課税標準額(計)	¥1,083,000			
区 分	所得割額	均等割額	税 額	年 税 額
市 民 税	¥54,700	¥3,500	¥58,200	¥96,200
府 民 税	¥36,500	¥1,500	¥38,000	

所得金額(円)

給与支払金額	(¥4,800,000)		
給与所得	¥3,300,000	以下 余 白	
合 計	¥3,300,000		
以 下 余 白			

所得控除額(円)

雑損	¥0	寡 婦 ・ 寡 夫 特 別 寡 婦	¥0
医療費	¥0	勤 労 学 生	¥0
社会保険料	¥480,000	障 が い 者	¥260,000
小規模共済等掛金	¥0	配 偶 者 ・ 扶 養	¥1,110,000
生命保険料	¥35,000	配 偶 者 特 別	¥0
損害保険料 (損害保険料)	¥2,000	基 礎	¥330,000
		合 計	¥2,217,000

控除対象 配偶者	扶 養 親 族	特 定	老 人 (内同居)	16歳未満	其 他	合 計 (配偶者除く)	本人 該当	特 別 障 が い	其 他 障 が い	特 別 寡 婦	勤 労 学 生	事 業 専 従 者
有・控除	1人	0人(0人)	1人	1人	3人	3人	○					区 分
												特 別 障 が い 者 0人 障 が い 者 0人

(備考)
空白

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 〇〇- 〇〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

見本

「合計所得金額」の
金額によって審査します

※ 「源泉徴収票(事業主発行)」、「特別徴収税額の決定通知書」、「納税証明書(税務署発行)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、証明書類として認められません。

※ 「所得証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。
(例)「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」等
名称が異なっても、市区町村が発行している平成 29 年度(平成 28 年分)所得証明書であれば、証明書類として認められます。

10

6. 法人が連帯保証人となる場合の必要書類

法人が連帯保証人となる場合は、下記の書類を用意していただくよう法人に依頼してください。

- 提出の必要な書類…①④は原本、その他は原本証明したものを提出してください。
 なお、法人が事前に審査を受けて認可されている場合は、⑥及び⑦もしくは⑧のみ提出してください。

種別	必要な書類
社会福祉法人の場合	①履歴事項全部証明書(3カ月以内発行) ②以下の財務諸表(直近5年分) ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書 ③事業計画書 ④法人税納税証明書(その3の3) (未納税額がないことの証明) ⑤法人、事業所のパンフレット(代表的なもの) ⑥連帯保証に同意する旨が議決された理事会の議事録 ※①～⑥とともに下記いずれかが必要です ⑦申請者と締結した雇用契約書 ⑧申請者が法人と雇用契約を締結していない場合は、法人が介護人材の育成事業として連帯保証を行うことについて記載された定款(写) ※定款の変更を行う場合は平成30年6月30日までに提出してください。(期日までに提出できない場合は府社協にご相談ください。)
医療法人の場合	①履歴事項全部証明書(3カ月以内発行) ②以下の財務諸表(直近5年分) ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書 ③事業計画書 ④法人税納税証明書(その3の3) (未納税額がないことの証明) ⑤法人、事業所のパンフレット(代表的なもの) ⑥連帯保証に同意する旨が議決された理事会の議事録 ⑦申請者と締結した雇用契約書 ⑧法人として連帯保証を行うことについて定めた内部規定
株式会社などの場合	①履歴事項全部証明書(3カ月以内発行) ②以下の財務諸表(直近5年分) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書(作成している場合) ・株主資本等変動計算書 ③事業計画書 ④法人税納税証明書(その3の3) (未納税額がないことの証明) ⑤法人、事業所のパンフレット(代表的なもの) ⑥連帯保証に同意する旨が議決された取締役会・理事会の議事録 ⑦申請者が法人の従業員である場合は雇用契約書

提出書類チェックリスト

修学資金の申込手続きは、申込者、法定代理人が責任をもって行いましょう。
提出書類の種類や書類の記入方法については、本冊子の P9～P11 に記載されています。よくお読みいただき、提出書類を用意してください。
提出書類を養成施設に提出する前に必ず以下の項目を確認し、誤りや不足がないことを確認してください。

●封入しない提出物

社会福祉士修学資金貸付申請書 (様式第1-1号①)	鉛筆は不可。記入押印漏れのないよう注意してください。 黒または青色のボールペンで記入してください。 修正がある場合は、修正テープなどを使わず、二重線で訂正後、訂正印を押してください。 スタンプ印等は受付できません。
同意書	

●封入する提出物

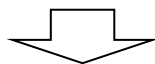
申込者を含む世帯全員が記載されている住民票	<input type="checkbox"/> 申込み日より前3カ月以内に発行されている。 <input type="checkbox"/> 現住所と住所が一致している。 <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載されていない。	
連帯保証人調書(様式第1-1号②)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人の印については、申込者と同じ姓であっても同一の印を使用しないでください。 <input type="checkbox"/> 「借用希望期間・金額」は「社会福祉士修学資金貸付申請書(様式第1-1号①)」を転記してください。 <input type="checkbox"/> 連帯保証人は、募集要領P7で示す「連帯保証人の要件について」の要件をすべて満たす人に限ります。 <input type="checkbox"/> 年収は、募集要領P10で示す「所得金額」を記入してください。「合計所得金額」が本修学資金の「申請金額」を下回る場合は、連帯保証人になれませんのでご注意ください。 <input type="checkbox"/> 「社会福祉士修学資金収支明細」の使途については、修学期間を通じて必要な金額を記入してください。 <input type="checkbox"/> 養成施設に支払う学費の他、交通費や実習に係る費用を記入していただけますが、食費や生活費加算以外での生活費の補てんは対象となりません。 <input type="checkbox"/> 修学に必要な使途(支出)について、金額の根拠が不明確な場合は確認させていただき、内容によっては追加資料の提出を求められる場合があります。	
収入証明書	<input type="checkbox"/> 申請者本人の平成29年度の所得証明書(平成28年中の所得の証明)	
※(生活費加算を申請する場合)	<input type="checkbox"/> (生活費加算:非課税世帯)世帯全員分の平成29年度府・市町村民税非課税証明書等	
個人	連帯保証人の住民票	<input type="checkbox"/> 申込み日より前3カ月以内に発行されている。 <input type="checkbox"/> 現住所と住所が一致している。 <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載されていない。
	連帯保証人の平成29年度の所得証明書	<input type="checkbox"/> 平成29年度の所得証明書(平成28年中の所得の証明)が必要です。 <input type="checkbox"/> 「源泉徴収票」や「住民税特別徴収税額の決定(変更)通知書」での代用は認められません。
法人	貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録	<input type="checkbox"/> 連帯保証する方の名前と借入金額が明記されており、連帯保証に同意する旨が記載されている。
	申請者に通知した雇用契約書(写)	<input type="checkbox"/> 法人の従業員となっているか <input type="checkbox"/> (社会福祉法人の場合)申請者が法人の従業員でない場合は連帯保証を行うことについて記載された定款 <input type="checkbox"/> (医療法人の場合)連帯保証を行うことについて定めた内部規定

※法人が連帯保証人になる際、議事録や雇用契約書の写しなどが申し込み時に提出できない場合は、準備出来次第、すみやかに提出してください。申請に必要なすべての書類が調わない限り、貸付決定できません。

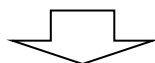
貸付決定後の手続きについて

貸付を決定した後の手続きの概要は次の通りです。
 転職や休職などの場合は、速やかに府社協へご連絡ください。状況によっては返還いただく場合があります。

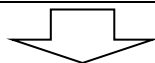
1	決定の通知 養成施設ごとにとりまとめて送付されます。 内容に誤りがないか、確認してください。
---	-------------------------------------------------------------



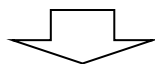
2	借用証書の提出(本人→養成施設→府社協) 養成施設が定める期限までに下記の書類を整えて送付してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士修学資金借用証書 ② 誓約書 ③ 本人、連帯保証人、法定代理人の印鑑登録証明書（法人については、印鑑証明書） ④ 振込先(本人名義)の銀行口座の通帳の写し (金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの) ⑤ 貸付決定者が、中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。)の場合は、離職年月日を確認できる証明書類の写し。(例:前職場から発行された離職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等)※前職場での雇用形態、雇用保険加入の有無は問いません。 ⑥ 作文「介護の仕事を目指したきっかけと将来の夢」 ※この作文は、内容を評価するものではありません。貸付を受けられるにあたり、社会福祉士を目指す心構えと将来社会福祉士として働くことへの決意を表すものとして書いてください。
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



3	初回貸付金の振込 借用証書と添付書類に不備がなければ、府社協へ到着よりおおむね2週間以内に初回の貸付金が指定口座に振込されます。 (例)初回の振込は平成30年度新入生が、平成30年7月に借用証書を提出した場合 修学資金(4月～9月分)： 50,000円 × 6カ月 入学準備金 ： 200,000円 計 500,000円 ※ 以降の振込は、3カ月ごとにまとめて初めの月の中旬に振り込みます。(4月、7月、10月、1月)
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



4	卒業(貸付終了) 卒業時に養成施設を通じて必要な様式を交付します。 卒業後の4月末日までに、それぞれが必要な書類を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 修学資金返還猶予申請書(様式第9号) ② 業務従事開始届(様式第14号) ③ 現況報告書(A) ④ 養成施設 卒業・修了証明書または国家試験合格通知書の写し ⑤ 社会福祉士登録証の写し ※状況に応じて提出書類が異なる場合があります。 ※国家試験に不合格となった場合は府社協にお問い合わせください。 ※返還免除が決定されるまで、毎年4月に業務の従事状況を報告していただく必要があります。
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



5	返還免除 5年(中高年離職者の届を行った人は3年)の業務従事後、返還免除の申請を行うことができます。
---	--------------------------------------------------------------

第4部 関係資料

返還免除対象業務

返還免除対象業務に該当するか不明な場合はお問い合わせください。

【介護業務】

●老人福祉法・介護保険関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 特別養護老人ホーム 指定居宅サービス(訪問介護) 指定介護予防居宅サービス 指定通所介護 指定介護予防通所介護 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定地域密着型サービス 指定夜間対応型訪問介護 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定複合型サービス 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス) 有料老人ホーム 介護老人保健施設	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例 介護職員 訪問介護員、ホームヘルパー等 介護従業者 介助員 支援員など

●障害者総合支援法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
障害福祉サービス事業のうち下記事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 生活介護 ・ 短期入所 ・ 共同生活介護(ケアホーム) ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 ・ 共同生活援助(グループホーム) ・ 療養介護 身体障害者更生援護施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生施設 ・ 身体障害者療護施設 ・ 身体障害者授産施設 身体障害者福祉工場 知的障害者援護施設	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例 介護職員 世話人 生活支援員 指導員 など

<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者更生施設 ・ 知的障害者授産施設 ・ 知的障害者通勤寮 <p>知的障害者福祉工場 精神障害者社会復帰施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者生活訓練施設 ・ 精神障害者授産施設 ・ 精神障害者福祉工場 <p>地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設 児童デイサービスを行っている事業所 在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設 知的障害者通所援護事業を行っている施設 移動支援事業 身体障害者自立支援事業 日中一時支援事業 生活サポート事業を行っている施設 身体障害者自立支援事業 日中一時支援事業 生活サポート事業</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

● 児童福祉法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
<p>障害児通所支援事業を行う施設 児童発達支援センター及び障害児入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害児施設 ・ 知的障害児通園施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 重症心身障害児施設 ・ 重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設 	<p>入所者の保護に直接従事する職員</p> <p>例 保育士 介助員 看護補助者など</p>

● 生活保護法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
<p>救護施設及び更生施設</p>	<p>主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員、介助員など</p>

● その他の社会福祉施設

施設・事業種類	職種
<p>地域福祉センターの職員 隣保館デイサービス事業 介護等の便宜を供与する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の家庭において就業する家政婦 ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 労災特別介護施設 	<p>主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員 介護・介助員 看護補助者 個人の家庭において介護等の業務を行う家政婦等</p>

● 病院・診療所(医療法、健康保険法等に基づく)

施設・事業種類	職種
<p>指定介護療養型医療施設 病院又は診療所 病棟等のうち、介護力を強化したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神病床により構成される病棟等 ・ 療養病床により構成される病棟等 ・ 一般病床により構成される病棟等 	<p>主たる業務が介護等の業務であるもの 例 介護職員 看護補助者 看護助手 など</p>

【相談援助業務】

●第1号 地域保健法に規定する施設

施設・事業種類	職種
保健所	精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー

●第2号 児童福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 児童指導員 保育士
母子生活支援施設	母子支援員 少年指導職員(少年を指導する職員) 個別対応職員
児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導担当職員 児童発達支援管理責任者
児童心理治療施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
児童家庭支援センター	児童・母子家庭に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第3号 医療法に規定する施設

施設・事業種類	職種
病院及び診療所	次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助 (エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

●第4号 身体障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員

●第5号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設

施設・事業種類	職種
精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の ・精神保健福祉相談員 ・精神保健福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー

●第6号 生活保護法に規定する施設

施設・事業種類	職種
救護施設及び更生施設	生活指導員

●第7号 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所

施設・事業種類	職種
福祉に関する事務所	指導監督を行う所員(査察指導員) 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事(老人福祉指導主事) 現業を行う所員(現業員) 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事) 専任の家庭相談員 面接相談員 専任の婦人相談員 専任の母子自立支援員

●第8号 売春防止法に規定する施設

施設・事業種類	職種
婦人相談所	相談指導員 判定員 専任の婦人相談員
婦人保護施設	入所者を指導する職員

●第9号 知的障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー

●第10号 老人福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター 老人介護支援センター	生活相談員 主任生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員 老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の職員

●第11号 母子及び寡婦福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
母子福祉センター	母子の相談を行う職員

●第12号 介護保険法に規定する施設

施設・事業種類	職種
介護保険施設 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設)	生活相談員・支援相談員 介護支援専門員
指定介護療養型医療施設	生活相談員 介護支援専門員
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

●第13号 障害者総合支援法に規定する施設

施設・事業種類	職種
障害者支援施設	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
地域活動支援センター	指導員
福祉ホーム	管理人
身体障害者更生援護施設	生活支援員 指導員
精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員 管理人
知的障害者援護施設	生活支援員
障害福祉サービス事業	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第1号～第13号の施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

施設・事業種類	職種
有料老人ホーム（老人福祉法）	生活相談員
指定特定施設入居者生活介護を行う施設（介護保険法） ・指定居宅サービス ・指定地域密着型サービス ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・指定介護予防サービス ・介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員 計画作成担当者
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員
介護保険法に基づく ・通所介護を行う施設 ・介護予防通所介護を行う施設 ・指定短期入所生活介護を行う施設 ・短期入所生活介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・指定通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション ・指定短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護を行う施設	生活相談員 支援相談員
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーター オペレーションセンター従業者
介護保険法に基づく ・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・指定小規模多機能型居宅介護 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・指定複合型サービス	生活相談員 介護支援専門員

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
高齢者生活福祉センター運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている専任の職員
重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士
点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員
障害福祉サービス事業のうち ・ 短期入所 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 共同生活介護 ・ 共同生活援助 ・ 知的障害児施設 ・ 知的障害児通園施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 肢体不自由児施設	相談援助業務を行っている専任の職員
重症心身障害児施設	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員
児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号)第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員
障害者相談支援事業障害児等療育支援事業を行っている施設(「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記7(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」、別記7(9)に基づく「日中一時支援事業」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添3に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設)	相談援助業務を行っている専任の職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域移行推進員
「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療等を行うため都道府県から委託を受けた指定医療機関(児童福祉法)	児童指導員 保育士
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている専任の指導員 ケースワーカー
知的障害者福祉工場 (「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場)	相談援助業務を行っている専任の指導員
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員 (「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成17年7月8日付け障発第0708004号)別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員)
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
障害者雇用支援センター	業務を行う職員
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 生活支援担当職員 (「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号)別紙2「障害者就業・生活

	支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱」に規定する生活支援担当職員)
乳児院(児童福祉法)	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員・指導員
子育て短期支援事業を行っている ・ 児童養護施設 ・ 母子生活支援施設 ・ 乳児院及び保育所 等	相談援助業務を行っている専任の職員
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談援助業務を行っている専任の相談員
一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
地域子育て支援拠点事業を行っている施設 (「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(平成23年9月30日付け雇児発第0930号第1号)別添4「次世代育成支援対策推進事業評価基準」に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設(「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(平成20年11月28日付け雇児発第1128003号)に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設及び「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日付け雇児発第396号)別添9(地域子育て支援拠点事業実施要綱)に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設を含む。))	相談援助業務を行っている専任の職員
授産施設及び宿所提供施設(生活保護法)	指導員
隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員
都道府県社会福祉協議会	専門員 (「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添10(日常生活自立支援事業実施要領)5に規定する専門員)
市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている専任の職員 (「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている専任の職員)
地方更生保護委員会及び保護観察所 (更生保護法(平成19年法律第88号)第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所)	保護観察官
更生保護施設	補導主任 補導員
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
生活困窮者自立支援法に基づく 自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員

社会福祉士修学資金実施要綱および要領

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)は、大阪府内における介護福祉士指定養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得をめざす学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的として予算の範囲内で貸付けを行う。

(貸付対象)

第2条 修学資金の対象となる者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「養成施設」という。)に在学する者で、次の各号に掲げる要件にいずれにも該当する者とする。

- (1) 修学に際し、経済的援助を必要としていること。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において、介護福祉士として昭和63年2月12日付け社第29号厚生省社会局長通知・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ、5年間引き続きこれらの業務に従事する意思を有すること。{中高年離職者[入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。]が当該施設に従事した場合にあっては、3年間とする}
- (3) 次の1から3のいずれかに該当する者。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものとする。
 - 1 大阪府に住居登録している者であって、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において返還対象業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。))において、返還免除対象業務に従事する場合は、大阪府及び当該記載県の区域とする。以下同じ。)において返還免除対象業務に従事する意思のある者
 - 2 大阪府に所在する養成施設の学生であって、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思のある者
 - 3 養成施設の学生となった年度の前年度に大阪府に住居登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居をしたものであって、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思のある者

(貸付期間及び貸付額等)

第3条 貸付期間は、養成施設に在学する期間で正規の修学期間内とする。

- 2 貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、貸付の初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができる。
- 3 平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者については介護福祉士国家試験受験対策費用として一年度当たり40,000円以内を加算することができる。
- 4 要綱第3の2に定める貸付額と別に優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者については生活費を加算することができる。ただし、貸付額は、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)とする。併せて、学費相当分(月額50,000円以内)の貸付を行わずに、生活費加算のみの貸付を行うことはできない。
- 5 生活費加算の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 貸付申請時に生活保護受給世帯に属する者
 - (2) (1)に準ずる経済状況にある者として、次のいずれかに該当し、当会が必要と認める者(前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者)
 - ・ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ・ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- 6 貸付利子は、無利子とする。
- 7 貸付金の交付は分割または月決めの方法によるものとする。

(貸付申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸付申請書に必要書類を添付して、修学する養成施設を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長(以下「会長」という)に申請しなければならない。

- 2 養成施設は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、推薦状を添付して会長に提出するものとする。

- 3 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合において、貸付申請者が貸付申請時に生活保護受給世帯の者である場合の取扱いについては、申請者が修学資金貸付申請書に必要書類を添付して、直接会長に申請するものとする。

(貸付決定)

第5条 会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは修学資金の貸付けを決定する。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者(申請者)は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第7条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」)が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 会長は、修学生が引き続き1月を超えて休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を休止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌日以降の月の分として貸与されたものとみなす。
- 3 会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還)

第8条 前項第3項の規定に基づき、修学生は、この要綱及び要領の定めるところにより貸付けを受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

- 2 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月から貸付けを受けた期間(前条2項の規定により貸付を休止された期間を除く。)内に、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において介護等の業務に従事できなくなったとき。

(債務の当然免除)

第9条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還債務を免除する。

- (1) 修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年間{中・高年離職者(入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。)}が当該業務に従事した場合にあっては、3年間}に従事したとき。
- (2) ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者については、前号の規定にかかわらず、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,825日以上であり、かつ、「介護等の業務」に従事した期間が900日以上あること。
ただし、中・高年離職者については、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算1,095日以上であり、かつ、「介護等の業務」に従事した期間が540日以上あること。
なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。
- (3) 第1号又は第2号に規定する業務に従事している期間内に、当該業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項第1号から第3号の場合において、災害、負傷、疾病その他やむを得ない事由により介護等の業務に従事できなかったときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該規定における業務の従事期間には、業務に従事できなかった期間は算入しない。

(債務の裁量免除)

第10条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、貸付けた修学資金に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事した場合で、その期間が修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間を超えたとき、返還の債務の額の一部。
- (2) 死亡し、又は心身の故障その他特別の事由により貸付けを受けた修学資金を返還する能力を失つたと認められるとき、返還の債務の額の全部または一部。
- (3) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難と認められる場合であつて、返還期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき、返還の債務の額の全部または一部。

(返還の当然猶予)

第11条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している間、修学資金の返還を猶予する。

- (1) 修学資金の貸付けを廃止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(2) 介護福祉士に係る養成施設に在学中に修学生であった者が社会福祉士に係る養成施設に在学しているとき

(返還の裁量猶予)

第12条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利息の徴収)

第13条 会長は修学生が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるとき又は、修学生に災害その他の理由により返還することについてやむを得ない理由がある場合は、この限りではなく当該延滞利息を債権として調停しないことができる。

(養成施設の責務)

第14条 この事業の実施に当たって、養成施設は常に会長及び修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付要綱(以下「要綱」という。)第15条の規定に基づき修学資金の貸付に関し、必要な事項について定める。

(貸付けの申請)

第2条 要綱第4条の規定により社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸付申請書(様式第1-1号)に住民票の謄本を添付して、要綱第2条に規定する養成施設(以下「養成施設」という。)の長に提出するものとする。

2 養成施設の長は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、推薦状(様式第2-1号)を添えて会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、下記のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 日本国内に居住する成年の者で独立の生計を営み、安定した収入がある65歳未満の者。

(2) 5年以上返還免除対象業務を営んでおり、かつ財務状況が健全であり、保証能力を有している法人。

3 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

4 修学生が、連帯保証人を変更しようとするときは、変更申請書(様式第17-1号)を会長に提出し会長の承認を受けなければならない。

(結果の通知)

第4条 会長は、修学資金の貸付けの適否を決定したときは修学生決定通知書(様式第3-1号)、修学生不承認通知書(様式第3-2号)により、養成施設を通じ申請者に通知するものとする。ただし、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合においては、申請者に、直接修学生決定通知書(様式第3-3号)、修学生不承認通知書(様式第3-4号)により貸付けの適否と通知するものとする。

(修学資金借用証書等)

第5条 修学生となった者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、連帯保証人と連署した修学資金借用証書(様式第5号)及び誓約書(様式第4号)に必要な書類を添付し養成施設の長を通じて会長に提出しなければならない。ただし、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合においては、修学生が直接会長に提出するものとする。

2 前項の期間内に修学資金借用証書及び誓約書を提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなす。

3 貸付決定した金額(貸付条件)に変更が生じた場合は、養成施設を通じ、貸付額・貸付条件変更申請書(様式1-2号)を会長に提出し会長の承認を受けなければならない。

(修学資金の交付)

第6条 会長は、前条第1項の規定により修学資金借用証書及び誓約書の提出があったときは、当該貸付決定に係る修学資金を交付する。

2 修学資金の交付は分割の方法により交付するものとし、1回につき3ヶ月分ずつ口座振込の方法により交付する。

3 分割交付の時期は、別に定める。

(貸付けの休止)

第7条 修学生が引き続き1月を超えて休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを休止する。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(貸付契約の解除)

第8条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除する。

養成施設を退学し、又は退学させられたとき。

修学生であることを辞退したとき。

心身の故障のため、養成施設を卒業する見込みがなくなると認められたとき。

学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。

虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。

その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還の方法)

第9条 要綱第8条第1項に規定する返還は、貸付けを受けた修学資金の均等額を月賦、半年賦又は年賦のいずれかにより口座振替の方法により返還するものとする。ただし、いつでも一部及び全額を返還することができる。

(一時返還)

第10条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適当でないとするものについては、貸し付けた修学資金の全額を一時に返還させることができるものとする。

(修学資金返還計画書)

第11条 修学資金の貸付けを受けた者は、要綱第8条各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなければならないときは、当該事由に該当することとなった日(要綱第11条又は第12条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき。)から会長が定める期間内に、修学資金返還計画書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(免除の申請等)

第12条 要綱第9条又は第10条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(様式第7号)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について、免除の承認をしたときは修学資金返還免除承認通知書(様式第8号)により、免除の承認をしなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

(債務の裁量免除の額)

第13条 要綱第10条第1項第1号に該当する場合に免除することができる債務の額は、修学資金の貸付けを受けた者が、要綱第2条第3号に規定する返還免除対象業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間(この期間が2年に満たないときは2年とする)の2分の5(中・高年齢離職者については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

2 要綱第10条第2号又は第3号に該当する場合に免除することができる債務の額は、会長が定める額とする。

(猶予の申請等)

第14条 要綱第11条又は第12条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第9号)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について、猶予の承認をしたときは修学資金返還猶予承認通知書(様式第10号)により、猶予の承認をしなかったときはその旨を申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第15条 修学生は、次に掲げる事由が生じた場合には、住所・氏名・勤務先変更届(様式第11号)又は休学等届(様式第12号の1～6)により養成施設の長を経由して、直ちに会長に届け出なければならない。

(1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他の事項に異動があったとき。(様式第11号)

(2) 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。

(3) 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。

(4) 修学生が留年したとき。

(5) 修学生であることを辞退するとき。

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届(様式第13号)に事実を証明する書面を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

3 第1項及び前項の規定は、当該修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

4 修学資金の貸付けを受けた者が、大阪府内において返還免除対象業務に従事したときは業務従事開始届(様式第14号)により、業務従事先を変更したとき又は返還免除対象業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届(様式第15号)に業務従事期間証明書(様式第16号)を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第16条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第17条 この要領に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成29年2月17日から施行する。

3 この要領は、平成30年2月5日から施行する。

大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程
社会福祉士修学資金貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、社会福祉士修学資金貸付事業(以下「本事業」という。)にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次の通りである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項 ①修学生名簿 ②修学資金貸付申請書 ③住民票(謄本) ④修学生決定・不承認通知書 ⑤推薦状 ⑥社会福祉士修学資金貸付推薦者名簿 ⑦在学証明書 ⑧誓約書 ⑨修学資金借用証書 ⑩印鑑登録証明書 ⑪源泉徴収票又は住民税課税証明書 ⑫住民税非課税証明書 ⑬生活保護受給証明書 ⑭保護変更決定通知書(写し) ⑮振込先金融機関の通帳など(写し) ⑯業務従事開始届 ⑰社会福祉士登録証(写し) ⑱現況報告書 ⑲業務従事期間証明書 ⑳修学資金返還計画書 ㉑修学資金返還猶予申請書 ㉒修学資金返還免除申請書 ㉓各種承認・不承認通知書 ㉔その他会長が必要と認める各種届及び書類
個人情報の利用目的	本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業及び就業の促進、並びに質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピュータに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 (1)内部での利用 ①申請状況管理 ②貸付状況管理 ③償還状況管理 (2)外部への情報提供 本事業の管理、事業報告のため、必要に応じて以下の団体に情報提供する場合がある。 ①地方公共団体 ②本事業を実施する社会福祉協議会等 ③本事業利用者が所属する社会福祉士養成施設 ④連帯保証人 ⑤その他法令に基づき、必要と認められる団体
その他の情報	本事業担当者は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、伝えてはならない。
個人情報保護担当者	福祉人材センター所長および所属職員
本事業における苦情対応担当者	福祉人材センター所長

資格保有者の届出制度のご案内

○ 介護福祉士等の資格をお持ちの方は届け出してください！



◆離職した介護福祉士等の届出制度とは

社会福祉法の改正により、介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に大阪福祉人材支援センターに届出ることが努力義務となりました。

◆届け出の対象資格◆

介護福祉士・介護職員初任者研修・介護職員実務者研修
旧ホームヘルパー1級、2級課程・旧介護職員基礎研修

